

平成27年度
3月

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」実施要領

〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL (024) 522-2266
FAX (024) 522-4513
<http://kensaibou-fukushima.jp/>

丸のこ等を使用する作業では、取扱いの不慣れ、安全カバーの機能を無効にしての使用や作業姿勢の悪さ等により毎年多くの作業者が被災しており、死亡災害など重篤な災害に至るケースも少なくありません。特に木造家屋建築工事における死傷災害発生件数では、墜落災害に次いで「切れこすれ」が多く、とりわけ丸のこ等によるものが多発しています。

丸のこ等は、木造家屋建築工事に限らず、建設業全体に幅広く使用されており、丸のこ等による災害防止を徹底させるためには、事業者が行う労働安全衛生法に基づく雇入れ時の教育や作業内容変更時の教育などの安全衛生教育に、丸のこ等の取扱いを盛り込む必要があります。

厚生労働省安全衛生部長通達（平成22年7月14日付け基安発0714第3号）では、当該教育を平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」等に基づき実施することとしている「特別教育に準じた教育」として位置付けております。

建災防福島県支部では、通達で示された安全教育実施要領に基づき、事業者に代わって下記のとおり開催いたしますので、当該作業に従事される方々は受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時・会場

平成28年3月19日(土) 受付午前8時30分、開始午前9時
福島県建設センター（福島市五月町4-25）

2. 受講対象者

建設現場等で丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業者等。

3. 受講料

6,430円（受講料、テキスト代）

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料返還）は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合はご連絡下さい。

4. 講習科目及び時間

| 科 目 | 内 容 | 時 間 |
|-------------------|--|------|
| 丸のこ等に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・丸のこの構造及び機能等 ・丸のこの選定 ・丸のこ歯の選定 | 30分 |
| 丸のこ等を使用する作業に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業計画の作成等 ・丸のこの取扱い ・丸のこ作業の基本動作 ・丸のこ作業の手順 ・丸のこ切断作業の方法 | 90分 |
| 丸のこ等の点検及び整備に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・丸のこの点検・整備の方法 ・丸のこ歯の点検 ・点検結果の記録 | 30分 |
| 実 技 | <ul style="list-style-type: none"> ・丸のこによる「実技」 取扱い方法を中心に | 30分 |
| 安全な作業方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害事例 ・丸のこ使用の良い例・悪い例 | 30分 |
| 関係法令 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び丸のこ等の労働災害を防止するため当該業務について必要な事項 | 30分 |
| 合 計 | | 240分 |

(講習会当日の準備物等について)

講習会は学科講習と実技講習がございますので、下記の準備物を各自用意して下さい。
筆記用具、ヘルメット、作業着、作業靴（スニーカー、安全靴等 サンダル等は禁止）

5. 申込み受付期間・定員

平成28年2月8日(月)～3月9日(水)

申込み順で定員30名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上お申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

6. 修了証

所定の全科目（時間）を受講した方には、「丸のこ等取扱い作業従事者教育修了証」を交付します。

7. 受講申込み方法・受講者への通知

(1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、申込み受付締切日まで手続きを完了して下さい。
手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

(仮 予 約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申し込んで下さい。

(予 約) 申込書に記入し、FAX・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込完了) 受講料の入金確認をもって申込み完了となります。

(2) 受講申込者への通知

受講申込者（事業所で申込んだ場合は事業所）へは、受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります。申請書用紙の所定の欄に記入捺印及び写真（注）（ポラロイド・カラーコピーは不可）2枚をのりづけし、未記入箇所が無いことを確認してから、講習当日会場受付に提出して下さい。（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法

律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。）

(注) 写真裏面に受講番号、氏名を記入し、「のりづけ」の方法に十分に注意して下さい。

8. 注 意 事 項

- (1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせて下さい。
- (2) 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。
- (3) 遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。
- (4) テキストは学科講習の際にお渡しします。午前8時50分までに着席願います。
- (5) 講習会場付近には食堂がないので、また講習終了時まで駐車場から車は出せませんから、出来るだけ昼食を持参して下さい。

申込書はコピーしてお使いください。

切 り 取 り

丸のこ

丸のこ等取扱い作業従事者教育 申込書

3月(福島)

| 氏 名 | | 生年月日 | 受付番号 | 氏 名 | | 生年月日 | 受付番号 |
|-------|-----|--------------------------|------|-----|--|--------------|------|
| | | 昭 平 | | | | 昭 平 | |
| | | 昭 平 | | | | 昭 平 | |
| 所属事業所 | 名 称 | | | | | 事務担当者 氏 名 | |
| | 所在地 | 〒() TEL () - FAX () - | | | | | |

印は記入しないで下さい。

会場案内図

福島会場

